

## 【12用 語】

【割附…わりつけ】年貢割付状のこと。年貢や諸入用などを個々に割り当てること

【定免…じょうめん】過去数年間の平均年貢額（又は年貢率）に基づき、一定年数の間、豊凶に関わらず定額（又は定率）で年貢を納める方法。

【納合…おさめあわせ】年貢などの納入合計額、割付や皆済などの際に用いられる。

【永…えい】永樂錢（中国の明の銅錢「永樂通宝」のこと）の略。主に東日本の幕府領で、年貢の勘定や物価表示の際に用いられた錢貨の名目的な呼称。

【取箇…とりか】「成箇」「成毛」（なりか）「物成」（ものなり）とも書く。百姓が毎年領主に納める貢租、年貢のこと

【大小之百姓…だいしょうのひやくしやう】大小を問わず、一般の百姓から下人に至るまで、すべての百姓

【入作…いりさく】「にゆうさく」とも読む。ある村に他村から入って耕作すること、又は耕作する者。出作（でさく）はその逆で、入作・出作は相互に混用されることが多い。

【無高下…こうげなく】上がり下がりがなく、差別なく、偏りなく、公平に

【極月…ごくげつ】陰曆十二月の異称

【急度…きつと】きびしく、必ず、間違いなく、たしかに

【皆済…かいさい】「かいざい」とも読み、皆納ともいう。年貢を残らず領主に納めること、又は借金等を全額返済すること

## 【12解 説】

「年貢割付状」（ねんぐわりつけじやう）とは、支配領主（代官）がその年に納める年貢を割り付け、村方に通達した文書のこと、御成ヶ割付・年貢免状・免定・指紙などと書くこともある。これを基に年貢がすべて納められると、翌年正月から二月頃までに領主より村方に対し、領収書として「年貢皆済目録」（ねんぐかいさいもくろく）が交付された。また、年貢を納める方法として、過去何年間かの平均収穫量をもとに年貢額を算出する「定免法」（じょうめんほう）に対し、その年の収穫高を実際に計量して年貢額を決定する「検見法」（けみほう）があった。

本文書は天保五年（一八三四）、幕府直轄領（天領）であった吾妻郡吹路村（現、みなかみ町）に対し、支配代官の矢嶋藤蔵が発した年貢割り当てであり、十二月十日までに米二石五斗四升四合と永五貫四三四文余を完納するように指示している。なお、この年貢額は卯年（天保二年）から子年（同十一年）までの十年間、「定免」で納めることになっていたことがわかる。